

判定料金表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料（省エネ適合性判定業務） 【課税対象】

1. 業務区域 : 全国
2. 対象建築物等 : 延べ床面積 2000 m²以上の非住宅建築物及び複合建築物（非住宅部分 2000 m²以上に限る）
3. 当社へ建築確認の併願申請がある建築物の省エネ適合性判定審査手数料は、下記の表内の価格とします。

◆ 単独用途の建築物

※ 価格は税抜金額を表示しています。

(表—1)

(税別) 単位 :

円

適合性判定 対象面積	標準入力法・主要室入力法			モデル建物法		
	用途			用途		
	①	②	③	④	⑤	⑥
	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等	ホテル等、病院等、集会所等、学校等	事務所等、百貨店等、飲食店等	工場等
0 m ² ～5,000 m ² 未満	300,000	190,000	160,000	150,000	90,000	60,000
5,000 m ² 以上 ～10,000 m ² 未満	400,000	260,000	220,000	190,000	110,000	70,000
10,000 m ² 以上 ～20,000 m ² 未満	420,000	270,000	230,000	210,000	120,000	80,000
20,000 m ² 以上 ～50,000 m ² 未満	5500,000	350,000	300,000	280,000	160,000	110,000
50,000 m ² 以上 ～100,000 m ² 未満	780,000	500,000	420,000	410,000	240,000	160,000
100,000 m ² 以上	別途見積り			別途見積り		

◆ 複数用途の混在する建築物

※ 価格は税抜金額を表示しています。

(表—2)

(税別) 単位 :

円

標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
非住宅部分の床面積合計が表-1の①に該当する料金	非住宅部分の各用途床面積が表-1の④から⑥に該当する料金の合計×0.8

4. 省エネ適合性判定を単独申請（他機関で建築確認を申請）の場合は、表内の価格×1.5の額とします。
5. 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに適合判定通知書が必要となります。
6. 適合性判定対象面積が 100,000 m²以上の場合は、見積りとします。
7. 低炭素認定、性能向上計画認定（建築物省エネ法 30 条）、大臣認定を取得している場合は、本申請は不要です。（当該認定書の写しを建築確認申請に添付ください）
8. BELS 併願申請済の場合（BELS に係る技術的審査の併願申請の図書が、省エネ適合性判定に係る審査用提出図書と同一の内容の場合または同一の内容を含む場合）の省エネ適合性判定審査手数料は、10,000 円（税込）とする。
9. 軽微変更該当証明書及び計画変更に関する省エネ適合性判定審査手数料は、当初建物の適合性判定対象面積の 1/2 が手数料算定面積になります。
10. 建築物の増改築の場合の省エネ適合性判定審査手数料は、既存及び増改築部分の合計面積が手数料算定面積になります。
11. 適合判定通知書の再発行手数料は 1 件 5,000 円（税込）とします。